

第 3959 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 3月17日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 土地等類似株式

Q：所有期間の短い株式を譲渡した場合、土地の譲渡として39%の税率が適用される株式があるとか。どんな株式なのですか？

A：次のような株式をいいます。

【解説】

お尋ねの株式は、短期所有土地等類似株式といわれるもので、短期土地等所有法人の株式と土地等所有法人の短期所有株式とがあります。

① 短期土地等所有法人の株式

株式等を発行する法人の資産総額のうち占める短期所有土地等（その年1月1日における所有期間が5年以下の土地等）の価額の合計額が70%以上である法人の株式がこれに該当します。

② 土地等所有法人の短期所有株式

株式等の発行法人の有する資産総額のうち占める土地等の価額の合計額が70%以上である法人の株式のうちその年1月1日における所有期間が5年以下の株式（その年中に取得したものを含む）がこれに該当します。

そして、この株式等を譲渡した場合で、次の要件を満たすものについては、土地等の短期譲渡所得として扱われることになっています。

- ① その年以前3年内のいずれかの時において、その年に株式等を譲渡した者を含む特殊関係株主等の持株割合が30%以上であること
- ② 特殊関係株主等が、その年において発行済株式等の5%以上の株式等を譲渡し、かつ、その年以前3年内において15%以上の株式等を譲渡していること

